家財補償プラン

2023年2月

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険

万が一の被災時、賃貸住宅入居者の家財購入費用や、
仮住まい費用を補償する保険です。
※貸主・第三者に対する賠償責任保険は含まれていません。

意向確認説明書
パンフレット
重要事項説明書

普通保険約款・特約集

スマートフォン等でご覧いただけます。
右のQRコードを読み取り、内容をご確認ください。

本冊子は「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険」のパンフレット、重要事項説明書を一冊にまとめたものです。保険に加入している間（継続加入期間を含めて）は、この冊子を大切に保管してください。

SBI 常口セーフティ少額短期保険

意 向 確 認 説 明 書

◎ この意向確認説明書は、ご提案する保険商品がお客様のご意向に合致している内容であることをお客様ご自身で確認していただくためのものです。
◎ 以下の手順と重要事項説明書の記載事項等をご確認していただき、申込書の契約内容が最終的にお客様のご意向を満たした内容であることをご確認してお申し込みください。

1．保険商品がお客様の当初のご意向に合致していることのご確認　当初意向のご確認

この商品は「賃貸住宅に入居される方を対象」とした商品であり、居住中の想定される事故を補償する商品です。**但し、貸主・第三者に対する賠償責任は補償されません。**お客様の当初のご意向に合致している商品内容であることをパンフレットも参考にしてご確認、ご了解のうえお申し込みください。

----------商品の概要----------

想定される主なリスク 〔保険金をお支払いする事故の例〕	・火災や爆発で家財に損害を受けた ・台風で家財に損害を受けた ・泥棒が入り家財と現金が盗まれた ・凍結により専用水道管が破損し修理した	・火災や水漏れ事故で仮住まいが必要になりホテルに宿泊した
必要となる保険	生活復旧費用保険	仮住まい費用保険
補償限度額※	300万円～500万円	20万円～30万円
補償に含まれない事故の例 〔保険金をお支払いしない事故の例〕	・業務に使用する什器・備品の損害 ・自動車・自動二輪車・自転車の盗難 ・雨漏りや、カビによる家財や居室の損害 ・地震・噴火・津波による家財の損害 （※地震保険は付保出来ません）	・生活復旧費用保険が支払われない事故の場合の仮住まい費用

※補償限度額は加入コースによって金額が異なります。

加入コースの選択にあたっては、パンフレット記載の「加入コースのご案内」の専有面積と間取り例の表を参考にして、具体的な加入コース（保険金額・保険期間）を選択・決定してください。

2．重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）のご確認

商品の基本的な補償内容（概要）は上記１およびパンフレットのとおりですが、商品の内容の全ては記載されておりません。
保険金をお支払いしない場合など、お客様にとって不利益となる事項やその他の注意事項もありますので、必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」・「約款・特約」をよくお読みください。

（注）この保険契約は少額短期保険契約です。お引き受け可能な保険期間・保険金額や、引受少額短期保険業者が破たんした場合の取り扱いなど、損害保険とは異なる取り扱いがあります。重要事項説明書の注意喚起情報にて必ずご確認ください。

3．申込書記載事項のご確認　最終意向のご確認

申込書に記載された、住所・氏名・借用面積等が正しいかをご確認ください。
加入コース・保険料・保険金額・保険期間が最終的にお客様のご意向に合致しているかをご確認ください。

社宅にお住まいのみなさま、ただいま加入中の保険では

家財が補償されない場合があります。

法人が契約

法人が契約している入居者のお部屋の保険等は、家主等に対する補償のみで、入居者の家財は補償外となっている場合が多く、万が一被災した際の個人的な出費に対して対応することができません。

入居者が契約

損失した家具・家電・衣類などの購入費用、仮住まい費用などにも対応する保険への申込みを是非ご検討ください。

生活復旧費用保険

事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金をお支払いします。

①火災･落雷･破裂･爆発

②風災･ひょう災･雪災

③建物外部からの物体の落下・衝突・車両の飛び込み

④水漏れ
給排水設備に生じた事故または他人の住居からの水漏れ

⑤盗難
盗難による家財の盗取､き損､汚損および家財の盗難による被害（注1）

⑥水災
台風・暴風雨等によるこう水、高潮､土砂崩れ等の災害によって床上浸水の損害を被ったとき

⑦水道管凍結破裂
専用水道管が凍結し、破裂した場合の管の修理費用等

（注１） 保険金額の限度
家財：１事故 20 万円限度
現金：１事故 10 万円限度

（注２） 入居者とは、借用戸室に同居する
（1）被保険者の配偶者
（2）被保険者またはその配偶者と生計を共にする子および父母・兄弟・姉妹・祖父母・孫
（3）賃貸借契約書等で被保険者と同居することが明記された方をいいます。

①～⑦の事故により被保険者または入居者（注２）の借用戸室に収容中の家財、もしくは借用戸室に損害を被った結果、被保険者及び入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金額（生活復旧費用保険金）を限度としてお支払いします。

さらに

・損害を受けた家財の残存物取片づけ費用
・盗難による損害が生じ、その盗難がドアロックの破損を伴わずドアロックを開錠されたこと（いわゆる「ピッキング」による盗難をいう）による場合には、同様な事故を防止する目的で、事故の日から 180 日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用

仮住まい費用保険

宿泊施設を利用する費用､引越しのための費用に対しての保険金をお支払いします。

・生活復旧費用保険金が保険金額の 50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借用戸室の賃貸借契約を事故の日から１ヶ月以内に解約し、被保険者が引越しをする場合
・生活復旧費用保険金が支払われる場合で、かつ被保険者または入居者が借用戸室の修繕のために臨時に宿泊する場合に、１回の事故につき５万円を限度として支出した宿泊に要する費用

加入コースのご案内

〈保険金額決定についての参考になる表です〉

保険期間	コース	保険料	生活復旧費用保険金額		専有面積	間取り例
			生活復旧費用	仮住まい費用	あくまでも目安です	
2年間	I 2	14,000円	500万円	30万円	76㎡以上	4LDK以上
	J 2	12,000円	400万円	30万円	46㎡～75㎡	2LDK ～3LDK
	K 2	9,000円	300万円	20万円	～45㎡	1R ～2DK
1年間	L1	7,000円	500万円	30万円	76㎡以上	4LDK以上
	M1	6,000円	400万円	30万円	46㎡～75㎡	2LDK ～3LDK
	N1	5,000円	300万円	20万円	～45㎡	1R ～2DK

本契約の対象となる借用戸室は、用途が住宅専用のものに限ります。

店舗併用住宅･事務所併用住宅･専用店舗の場合、お引受けの対象外となります。

保険金をお支払いできない主な場合

生活復旧費用保険金・仮住まい費用保険金をお支払いできない主な場合

- **地震もしくは噴火またはこれらによる津波**
- 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 家財の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または家財の汚損であって、家財の機能に支障をきたさない損害
- 保険契約者・被保険者などの故意・重大な過失によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに生じた損害

「家財補償プラン」賃貸住宅災害時生活復旧費用保険
重 要 事 項 説 明 書

【契約概要･注意喚起情報のご説明】

- ご契約前に必ず最後までお読みいただき、商品内容をご理解いただいた上でお申し込みください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

重要事項説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「約款・特約」をご参照いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

マークのご説明　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項　★　お客さまに特にご確認・ご注意いただきたい事項

1　契約締結前におけるご確認事項

1.　商品の仕組みについて

契約概要　注意喚起情報

この商品「家財補償プラン」は入居者（被保険者）が災害等により、生活用動産（家財）もしくは借用戸室に損害を被った場合、入居者（被保険者）の生活を事故発生直前に復旧するために要する費用を補償します。さらに、災害等により宿泊施設を利用する費用･引越しのための費用もあわせて補償します。

家財の損害･借用戸室の修理費用	**生活復旧費用保険**
宿泊施設を利用する費用 引越しのための費用	**仮住まい費用保険**

★なお当社では、地震保険をお引受けすることはできません。また、この保険の保険料は地震保険料控除制度の対象とはなりません。

2.　補償内容について

契約概要　注意喚起情報

(1)生活復旧費用保険は、火災をはじめさまざまな偶然な事故による家財の損害や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に、入居物件を修理した費用を保険金としてお支払いします。

■家財保険の目的･対象物は次の通りです。

家財補償の目的･対象となるもの　（補償される主なもの）

被保険者（※1）または入居者（※2）が所有し、借用戸室内（※3）に収用されている家財となります。

※1 被保険者とは、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人です。

※2 入居者とは被保険者と同居する配偶者･被保険者または被保険者の配偶者と生計を共にする子、父母、兄弟姉妹、祖父母および孫、借用戸室に係る賃貸借契約書等に同居人として明記された方です。

※3 保険契約者または被保険者が借用する居住用の建物または戸室をいい、その付属物（契約者または被保険者が使用し、施錠される物置、車庫その他の付属物）も借用戸室の一部とみなします。

★**家財補償の目的･対象とならないもの　（補償されない主なもの）**

①借用戸室に収納されていなかった物　②被保険者または入居者の所有に属さなかった物　③動物および植物等の生物　④自転車およびこれらの付属品について生じた単独損害　⑤テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物　⑥稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物　⑦有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物　⑧船舶、航空機、自動車、スノーモービル、雪上バイクならびにこれら本体に固定されたもの、およびこれらの付属品　など

■保険金をお支払いする場合（主な補償内容）

生活復旧費用保険金
①火災②破裂・爆発③落雷④風災・ひょう災・雪災（※1）⑤建物外部からの物体の飛来⑥盗難（※2）⑦水災損壊（※3） ⑧専用水道管等の凍結による損壊（※4） ※１雨、ひょうまたは雪の吹き込みによって生じた損害については、借用戸室が事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。 ※２家財の場合は20万円限度　通貨の場合は10万円限度 ※３床上浸水となった場合に限ります。 ※４パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(2)仮住まい費用保険は、災害等により宿泊施設を利用する費用・引越しのための費用をお支払いします。

仮住まい費用保険金
①宿泊施設を利用する費用（※1）　②引越しをするための費用（※2） ※１生活復旧費用保険金が支払われる場合で、かつ、借用戸室の修繕のために被保険者または入居者が臨時に宿泊する場合 ※２生活復旧費用保険金が保険金額の50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借用戸室の賃貸借契約を事故の日から１ヶ月以内に解約し、被保険者が引越しをする場合

★■保険金をお支払いできない場合（主な免責事由）

生活復旧費用保険金
①保険契約者、被保険者または入居者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ②家財の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または家財の汚損であって、家財の機能に支障をきたさない損害 ③家財に生じた格落損害 ④保険金を支払うべき事由が生じた際の家財の紛失または盗難(盗難を直接の原因とする場合を除きます)
仮住まい費用保険金
①生活復旧費用保険金が支払われないもの ②生活復旧費用保険金が保険金額の50%未満の支払の場合（引越しをするための費用は支払いません） ③契約者または被保険者が借用戸室の賃貸借契約を事故の日から１ヶ月を過ぎて解約し、被保険者が引越しをする場合
各補償共通
保険契約全体にわたり保険金をお支払いできない主なものは次の通りです。 ①保険契約者・被保険者などの故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害 ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害

3. 特約について

契約概要

以下の特約が自動付帯されています。

●通信販売に関する特約

（特約条項は「普通保険約款・特約集」をご参照ください）

この特約を付帯することで、保険契約の加入申込みを郵送やインターネット等でおこなうことができます。

●転居に関する特約

（特約条項は「普通保険約款・特約集」をご参照ください）

ご契約されている借用戸室から転居して、賃貸借契約等の期間が重複する新たな借用戸室でも当社の別の契約にご加入いただける場合は、この特約を付帯することで、同一被保険者について２件目の契約が可能となります。

新旧の２件の契約から保険金をお支払いする場合は、この特約により、この契約（新契約）でお支払いする保険金は、1,000万円から旧契約でお支払いする保険金を控除した額が限度となります。

新たな借用戸室への転居が完了しましたら旧契約は解約してください。

★**●賠償責任不担保に関する特約**

（特約条項は「普通保険約款・特約集」をご参照ください）

この特約を付帯することで、普通保険約款で定める「生活復旧費用保険金」「仮住まい費用保険金」「貸主・第三者に対する賠償責任保険金」のうち、「貸主・第三者に対する賠償責任保険金」を支払わないものとします。この事柄は重要ですのでご理解の上でお申し込みください。

4. 保険料の決定の仕組みと支払い方法等

契約概要　注意喚起情報

○保険料決定の仕組み

ご契約にあたっては、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう借用戸室の面積などを参考にパンフレットにある、＜保険金額決定についての参考になる表＞や下記の表を目安にご選択ください。

※コース名に付いている数字（1,2）は保険期間が1年、2年を表しています。

コース	I 2/L1	J 2/M1	K 2/N1
専有面積	76㎡以上	46㎡～75㎡	～45㎡
生活復旧費用	500万円	400万円	300万円
仮住まい費用	30万円	30万円	20万円

○保険期間

この「家財補償プラン」の保険期間は1年間、2年間のいずれかとなります。

1年未満の短期契約や2年を超える長期契約は出来ません。

当社の保険契約上の責任は、保険証券等に記載された保険期間開始日の零時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。

★保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては、保険金のお支払いはできません。

○保険料の支払方法

保険料は、保険契約の各コースごとに定められた保険料を一括して取扱代理店または当社に払込むものとし、払込み方法は現金による直接払込みの他、コンビニエンスストアまたは金融機関等での振込といたします。

○保険料の支払猶予について

この「家財補償プラン」は、保険料の払込猶予期間はありません。

5. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

「家財補償プラン」には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご確認事項

★1. 告知義務について

注意喚起情報

ご契約者には、契約上重要な事項について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

〈告知をしていただく事項〉

●申込人（契約者）は、現在当社の契約を100件を超えてご加入されているかをご申告ください。

●入居者（被保険者）は、これから加入される保険契約と保険期間が重複する契約が当社に付保されているかをご申告ください。

●入居物件が賃貸借契約に基づく住宅で、かつ住宅として使用するかをご申告ください。

●申込人（契約者）が借用戸室に入居する者、もしくは賃貸借契約書の借用主であるかをご申告ください。

申込書の記載事項（申込人告知事項）が事実と違った場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は告知義務違反として契約を解除することがあります。

2. 複数契約の取り扱い

注意喚起情報

同一の被保険者がこの保険契約に保険期間を重複して加入することはできません。ただし、転居に伴い、新たな借用戸室においても当社の別の契約にご加入いただける場合、「転居に関する特約」を付帯して、2件目のご契約が可能です。（詳しくは、4ページの、3．特約についてと、「普通保険約款」の特約条項をご参照ください。）

★3. 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

この保険の対象となる方または、そのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複（※）することがあります。

その場合は、重複した範囲において保険金が削減される、または受け取

れないことがあります。ご加入されている保険契約の補償範囲および保険期間をご確認ください。
なお、当社の取扱商品はあらかじめ複数の異なる補償がセットとなっておりますのでご留意ください。例えば、生活復旧費用保険のみを補償範囲から外すことはできません。
※例:他の火災保険にご加入中の場合

★4. クーリング・オフ(契約撤回請求権)制度

注意喚起情報

ご契約者さまが保険契約をお申し込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
クーリングオフのお申出の方法、お申出先は、以下のとおりです。なお、クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできません。

郵便(8日以内の消印有効)
【宛先】〒060-0001 札幌市中央区北一条西5-2-9
北一条三井ビルディング5F
SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社「クーリングオフ」担当者行

電子メール
【宛先】safepost@sbigroup.co.jp

クーリングオフをご希望される場合は、郵便ハガキまたは電子メールに次の必要事項をご記載のうえ、上記【宛先】にお送りください。

《必要事項》

ご契約をクーリングオフする旨の内容
ご契約の氏名(押印(郵便の場合))、住所、連絡先電話番号、ご契約申込日、保険証券番号、取扱代理店
クーリングオフされた場合、すでにお支払いになった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。なお、すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出があった場合は、クーリングオフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとします。
当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただく場合がございます。
クーリングオフができない場合について
次の契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。
1.更新の保険契約
2.営業または事業のための保険契約
3.法人または社団・財団が締結した保険契約
4.保険期間が1年以内の保険契約
5.通信販売特約により申し込まれたご契約

3 契約締結後におけるご確認事項

★1. 通知義務

注意喚起情報

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なく代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
〈通知をしていただく事項〉
●借用戸室を転居のため変更した場合
●借用戸室が賃貸住宅でなくなったときおよび住居用に使用しなくなったとき
●賃貸借契約の借用主でなくなったとき
●契約者の住所を変更する場合
●契約者または被保険者を変更する場合
契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が生じたことを知ったときは、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
保険金請求人の保険金請求は、保険金請求書に当社の要求する損害見積書等、その他当社が求める書類を添付し、損害の発生を通知した日または損害賠償請求確定日から遅滞なく当社に提出しなければなりません。

★2. 保険契約の失効及び終了

契約概要　注意喚起情報

以下のいずれかの事実が発生した場合は、保険契約はその効力を失います。
(1)借用戸室の全部が消滅したとき
(2)借用戸室が住宅以外の用途に使用されることになったとき
(3)保険金の支払額が、1回の事故につき、生活復旧費用保険金額に達したときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

3. 解約返れい金

契約概要

ご契約を解約される場合は、代理店にご連絡ください。約款記載の加入コース、未経過月数による解約返れい金をお支払いします。ただし、保険金の支払額が1回の事故につき、生活復旧費用保険金額に達し、その保険契約が終了した場合には返れい金はありません。
詳しくは代理店または当社までお問い合わせください。

4. 保険契約の継続

当社は、保険期間満了日の1ヵ月前までに、保険契約者宛てに継続契約の保険料および引受け内容を記載した継続通知書および継続契約変更届出書を送付します。
2.継続通知書の記載事項に変更がある場合、保険契約者は継続契約変更届出書に当該変更事項を記載のうえ、遅滞なく当社に返送することとします。
3.保険契約者が継続契約変更届出書を返送した場合、当社は継続契約の引受けの可否を速やかに審査し、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかの引受けできないものに該当する場合には書面をもって通知します。
(1)借用戸室が住宅の用に供さなくなった場合
(2)当社において、他の重複する契約がある場合
(3)当社において、一の保険契約者と締結する保険契約が100件を超える場合
4.保険契約者は、当社が引受けを行う継続契約に係る保険料(以下、継続保険料といいます)を、継続保険料払込期日(＊1)までに当社に払い込むものとします。継続保険料が払い込まれた場合、継続前契約の保険期間満了日の翌日を保険始期として、継続通知書に記載の引受け内容で保険契約は継続されます。
(＊1)継続保険料払込期日は、継続前契約の保険期間満了日とします。
5.当社は、保険契約者が継続保険料を継続契約の保険始期の属する月の翌月末日までに払い込まなかった場合には、保険契約を締結する意思表示がないものとみなし、この継続契約は成立しなかったものとします。
6.保険契約者が継続契約の保険始期の属する月の翌月末日までに継続保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険始期から継続保険料の領収日までの期間に生じた事故による損害または費用に対しては、普通保険約款第2条第3項の規定は適用しません。
7.上記6の規定により、被保険者が継続保険料の払い込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は継続保険料を当社に払い込まなければなりません。
8.当社は、継続された保険契約者に対し保険契約継続証を発行します。ただし、保険契約者との証券不発行の合意(＊1)がある場合を除きます。
(＊1)継続契約変更届出書の、「Webご契約内容確認(保険契約内容はインターネットにて確認します)」欄で、保険契約者が「はい」を選択した場合には、保険契約継続証を発行しません。「いいえ」を選択した場合には保険契約継続証を発行します。
9.当社は、継続契約について、継続契約の保険始期日における普通保険約款、特約、保険料率を適用します。

4 その他ご留意いただきたい事項

1. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

1.個人情報の取扱いについて
当社は、お客様の大事な個人情報を以下のとおり取扱います。
(1)利用目的について
①適正な契約の引受けおよびそれに関する業務

②適正な保険金のお支払いおよびそれに関連する業務
③契約に付帯されるサービス提供のほか、満期・継続のご案内、当社およびSBIグループ企業または提携先の保険その他各種商品・サービスのご紹介
④統計資料の作成

(2)外部への情報提供について
当社は、お客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供しません。
①再保険のため、本契約に関する情報を再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
②不適切な契約引受けや保険金支払を未然に防ぐための他の保険会社などとの間の情報交換(※)
③当社が、SBIグループ企業との間で、個人情報を共同利用する場合

詳細は当社のプライバシー・ポリシー
(当社ホームページhttps://www.safesafe.co.jp/)をご覧ください。
※当社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ
(https://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

2. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

3. 重大事由による解除について

注意喚起情報

保険金を支払わせることを目的として、損害を発生させた場合、詐欺を行った場合や、暴力団、暴力団員(※)、暴力団関係企業等の反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払できないことがあります。また既にお支払していた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。
(※:暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)

★4. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

注意喚起情報

当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3(保険契約の移転等における資金援助)第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

5. 当社が引受け可能な保険契約と支払限度について

注意喚起情報

(1)保険期間は損害保険の場合2年までとなります。
当社が引受ける「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険」の保険期間は1年間または2年間のいずれかとなります。
(2)この保険契約により当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき、保険証券等記載の金額を限度とします。
(3)少額短期保険業者が引受けできる保険金額は1被保険者につき1,000万円までとなります。
(4)当社が引受ける1保険契約者についての被保険者の総数は、原則100名までとなります。

6. その他法令などでご注意いただきたい事項

契約概要　注意喚起情報

(1)保険金支払事由が集中して発生した場合または当社の予測を超えて発生すると見込まれた場合で、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。(保険業法施行規則第211条の5第4号)
(2)この保険の収支を検証して不採算となる場合で、継続契約の引受けが困難となった場合には、継続契約をお引受けできないことがあります。

7. 事故が発生した場合について

○保険金の支払時期
当社は、保険金請求者が会社所定の保険金請求書に当社が求める書類を添付し提出を完了した日から、その日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、保険金を支払うために特別な照会または調査が不可欠な場合はその期間を算入しないものとします。
○保険金請求の時効
保険金を支払うべき事由が生じた日の翌日より、その日を含めて3年以内に保険金の請求がなされない場合は、保険金請求権は時効により消滅します。

事故受付専用窓口　(フリーダイヤル)
0120−889−212　平日9:00〜17:00
上記時間帯以外、および土日・祝祭日・年末年始は
0120−575−377
〈注意〉事故の受付のみとなりますのでご注意ください。

8. 保険証券等不発行の特則について

契約概要

お客様がご自身のご契約内容を当社ホームページ上でご確認いただくことに合意された場合は、保険証券等の発行に代えて、当社ホームページで提供した事項を保険証券等の記載事項とみなします。(保険証券等は送付されません)なお、お客様のご請求により保険証券等を発行いたします。
保険証券等が必要となったお客様は、契約取扱代理店または当社までご請求下さい。当社ホームページ:https://www.safesafe.co.jp/

9. ご意見・苦情等のお申し出について

注意喚起情報

当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出に際しましては「お客様相談室」をご利用いただけます。

SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社　「お客様相談室」
電話　011-271-8816
受付時間:平日9:00〜17:00(土日・祝祭日・年末年始を除く)

10. 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、法律に定められた指定紛争機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会　「少額短期ほけん相談室」
https://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html
電話(フリーダイヤル)　0120-821-144
FAX　03-3297-0755
受付時間:平日9:00〜12:00、13:00〜17:00
(土日・祝祭日・年末年始を除く)

転居・解約・変更の場合

入居者の方が契約時の借用住宅から転居される場合は、次のいずれかの手続きをしてください。
1．転居先を新たな保険契約上の借用住宅として住所変更の手続きをおこなう。
2．保険契約を解約する手続きをおこなう。（代理店へ連絡いただいた日以降が解約日となります）
必ず取扱代理店へご連絡ください。（姓名・電話番号の変更の場合でもご連絡ください）

事故が発生した場合の連絡先

遅滞なく取扱代理店または下記の事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。

（平日）0120-889-212
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

（土日・夜間）0120-575-377
受付時間：平日の午後5時から翌日午前9時
土日・祝祭日・年末年始は24時間

商品に関するお問い合わせ

011-271-8816

受付時間：9:00～17:00
土日・祝祭日・年末年始の休業日を除く

ご契約内容は当社ホームページ「契約内容確認」にてご確認できます

当社では紙資源保護のため、お客様との合意により保険証券の発行を省略し、ご契約内容は当社ホームページ上の「契約内容確認」からご確認いただく方法をとっています。

保険契約内容の確認方法
https://www.safesafe.co.jp/（当社ホームページ）
より「契約内容確認LOGIN」に入り「登録ＩＤ・パスワード」を入力し、ログインしてください。
※ ID登録は簡単です。任意の4～25文字の半角英数字を入力します。
※ 保険開始日が到来するまで加入内容をご確認いただくことはできません。
※ Webブラウザによっては表示されない場合がございます。

当社との間で問題を解決出来ない場合（指定紛争解決機関）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

0120-821-144
受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00
土日・祝祭日・年末年始を除く

一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）

引受少額短期保険業者

SBI 常口セーフティ少短

SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社
〒060-0001 札幌市中央区北一条西5-2-9 北一条三井ビルディング5F
Tel 011-271-8816　Fax 011-271-8817
https://www.safesafe.co.jp/

取扱代理店